

「認知症神戸モデル」広報デザイン制作業務 仕様書

1. 業務の概要

(1) 業務名称

「認知症神戸モデル」広報デザインの制作

(2) 業務目的

・「認知症神戸モデル」の制度周知及び認知症の普及啓発を目的とした広報デザインの制作

(3) 依頼の背景・課題

① 認知症神戸モデル

- ・本市では、認知症の人やその家族を、社会全体で支えていくまちづくりを推進するため、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定しており、本条例に基づき、「認知症神戸モデル」を実施している。
- ・「認知症神戸モデル」は、認知症の早期受診を支援するための「診断助成制度」と、認知症の方が関わる事故を救済する「事故救済制度」の2つの制度を組み合わせ、財源を個人市民税均等割の超過課税（年額 400 円）で広く負担していただく制度である。
- ・制度開始から約 6 年が経過し、認知機能検診は累計 85,000 人以上の市民に受診いただくなど、多くの方に制度を利用いただいている。
- ・一方で、まだ制度を知らない市民へのさらなる制度周知が課題となっている。

② 国の動向

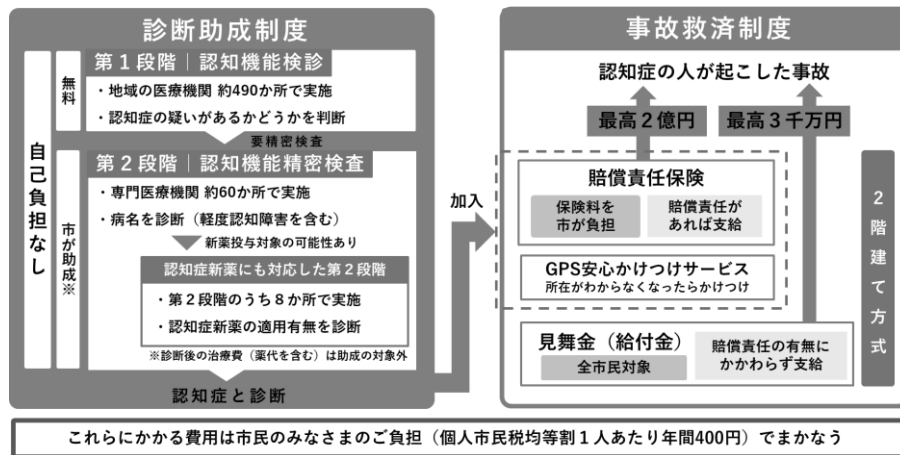
- ・国においては、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的とした、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、基本法）が令和 6 年 1 月 1 日に施行され、基本法に基づき、「認知症施策推進基本計画」（以下、基本計画）が令和 6 年 12 月 3 日に閣議決定された。
- ・基本計画においては、「新しい認知症観（認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方）」の理解促進に向けた取組みが重要であることが示されている。
- ・また、基本法において、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるために、毎年 9 月 21 日が「認知症の日」、9 月が「認知症月間」と定められている。

③ 広報の実施

- ・令和 7 年 9 月の認知症月間に合わせ、「認知症神戸モデル」の制度周知及び認知症の普及

啓発を目的とした広報を市内各所で実施し、広く市民への周知を図る。

※「認知症神戸モデル」概要図



※神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例

[https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/kenko/fukushi/carenet/ninchisyou/ninchisyoujour
ei.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/kenko/fukushi/carenet/ninchisyou/ninchisyoujour
ei.html)

※認知症神戸モデル特設サイト

<https://kobe-ninchisho.jp/>

※厚生労働省 HP（令和6年度 認知症の日／認知症月間）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/alzheimerday2024_00001.html

(4)制作物

以下①～⑤は必ず制作すること。

- ① ポスター：B1 縦・B0 横 各1種
- ② デジタルサイネージ（15秒動画・ナレーション及び音源無し）：縦1種 横1種
- ③ デジタルサイネージ（静止画・ナレーション及び音源無し）：縦1種・横1種
- ④ デジタルサイネージ（15秒動画・ナレーション及び音源有り）：横1種
- ⑤ SNS バナー（静止画2枚）：1種

その他の制作物について提案を行った場合は、当該制作物についても神戸市と協議の上、制作すること。

(5)広報実施時期

令和7年9月（予定）

(6)掲載媒体

- ・市内各駅のホーム、コンコース（サイネージ動画・静止画、ポスター）
- ・三宮センター街、ミントビジョン等の街頭モニター（サイネージ動画）
- ・各区役所、支所（サイネージ動画・ポスター）

- ・Instagram／Facebook 広告（SNS バナー）等
掲載媒体についての詳細は神戸市と協議の上、決定する。

（７）納品日

９月初旬より広報物の掲出が開始できるよう、８月中旬頃の各掲出先への納品を想定。詳細は神戸市と協議の上、決定する。

なお、各媒体の掲出先へのデータ入稿についても受託者が行う（データ入稿先：最大 10 か所）。

２．業務の内容

（１）動画、ポスター、SNS バナーのデザイン作成

- ・本市と協議の上、認知症神戸モデルの制度周知、神戸市民の認知症への理解促進に繋がる内容を検討すること。
- ・基本法の内容、及び基本計画において示されている「新しい認知症観」をベースとして、神戸市が、認知症の方もそうでない方も住み慣れたまちで自分らしく暮らし続けられる「認知症の人にやさしいまち」であることが市民に伝わるビジュアルやキャッチコピーを作成し、動画、ポスター等に活用すること。
- ・制作に際しては、まず、前項に記載のビジュアル等を用いた縦ポスターのラフ、及び縦動画の絵コンテを作成し、全体のベースデザインとすること。
- ・各制作物には、認知機能検診（無料）の受診を市民に促す内容を必ず入れること。
- ・ポスターには、過去の制作物を参照の上、受診券の申込先（「認知症神戸モデル」特設サイト（<https://kobe-ninchisho.jp/>）の URL・二次元コード・検索窓（「認知症 神戸モデル 検索」）・電話番号・郵送先・FAX 番号）を掲載すること。
- ・動画には、検索窓（「認知症 神戸モデル 検索」）・二次元コード（「認知症神戸モデル」特設サイト（<https://kobe-ninchisho.jp/>）を掲載すること。
- ・動画のナレーションについて、ナレーターを複数提案すること。
- ・各制作物について、それぞれ最大 4 回を上限として、市からの校正依頼に対応すること。
- ・成果物の制作状況や途中経過を随時本市に報告しつつ、必要に応じて（神戸市からの求めに応じて）適宜、制作の方向性について協議を行うこと。
- ・なお、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。
- ・成果物のうちポスター及び静止画については、ai データまたは psd データ、及び PDF データで本市へ提出すること。また、動画については MP4 形式で本市へ提出すること。
なお、いずれもフォントの提供は除く。

（２）各媒体の掲示先へのデータ入稿

- ・各媒体の掲示先へ、各媒体の入稿仕様に基づいた形式等でデータを入稿すること。

- ・入稿にあたり、サイズ調整が必要な場合は各媒体の入稿仕様を確認のうえ、必要な調整を行うこと。

3. 留意事項

(1)再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2)著作権の帰属

- ・本事業において制作された制作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。但し、動画において使用される音楽著作物に関する著作権及び著作隣接権その他本動画の著作権とは別途存する権利は含まない。）及び所有権、その他一切の権利は、本市に帰属するものとする。本業務での成果物は、本仕様書 1（4）において作成したデータとする。また、著作権譲渡に要する経費については、見積りに含めること。
- ・本業務での成果物については、今後の「認知症神戸モデル」の広報において、文言等を本市で都度修正のうえ、ナレーション音声を含め継続的に活用する。また、広報紙 KOBE や本市ホームページ、「認知症神戸モデル」特設サイト (<https://kobe-ninchisho.jp/>) 等に使用する場合がある。
- ・受託者が、本事業において制作された制作物の利用を希望する場合には、本市の事前の承認を必要とするものとする。

(3)秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4)第三者の権利侵害

- ・受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(5)その他

本仕様書に明記されていない細部の事項については本市と協議の上決定すること。

また、以下の事項を含む広報物を制作することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ わいせつな内容を含むもの
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ その他社会通念に照らして市が不適當と認めるもの

4. 委託業務の履行場所、作業場所

受託者事務所内等

5. 成果物納品場所

神戸市福祉局高齢福祉課